

新潟県燃料油価格高騰等対策支援金 Q & A (バス事業者)

1. 制度について

Q. 休車中の車両が対象とならないのはなぜか。

A. 本支援金は、新型コロナウイルス感染症拡大及び燃料油価格高騰により大きな影響を受けたバス事業者の安全安心な運行を支援し、県民の移動手段の維持・確保を図ることを目的としているため、令和4年8月1日時点において運行を継続する車両のみを対象としており、令和4年8月1日時点で休車中の車両は対象となりません。

2. 申請書類について

Q. 車検証の写しについて、有効期間が満了している場合も添付が必要か。

A. 申請日時点において車検の有効期間が満了している車両については「運行を継続する車両」には該当しないため、本支援金の対象にはなりません。したがって、当該車両に係る車検証を添付いただく必要はありません。

言い換えると、支援金を申請する車両については、有効期間内の車検証を添付いただく必要があります。

ただし、新潟県バス協会に加盟している事業者については、車検証の提出は不要です。

3. 交付対象者について

Q. 新潟県バス協会に加盟していなくても、支援金の支給対象となるか。

A. 協会の加盟・非加盟にかかわらず、交付対象者の要件を満たしていれば対象となります。

Q. 市町村が実施する同様の支援金事業の交付を受けている場合であっても、支援金の支給対象となるか。

A. 対象となります。

4. 交付対象車両について

Q. 令和4年8月1日以降に増車や減車をした場合、交付対象台数はどのようになるか。

A. 申請できる車両の数は、令和4年8月1日時点において運行を継続する車両（「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」による休車中の車両を除く）の数とします。

そのため、令和4年8月1日以降に増車、減車したとしても、令和4年8月1日時点の車両数が申請可能な車両数となります。

【参考】交付対象車両の考え方

- 【例1】8月1日時点では5台で、申請日までに1台増車した。
→申請可能な車両台数は5台
※申請日時点の保有台数は6台だが、8月1日時点では5台であるため
- 【例2】8月1日時点では5台で、申請日までに1台減車した。
→申請可能な車両台数は5台
※申請日の保有台数は4台だが、8月1日時点では5台であるため
- 【例3】8月1日時点では5台（うち1台休車中）
→申請可能な車両台数は4台
※8月1日時点で休車中の車両は支援金の支給対象外であるため
- 【例4】8月1日時点では5台（うち1台休車中）で、申請日までに当該休車を終了
→申請可能な車両台数は4台
※申請日までに休車を終了していても、8月1日時点で休車をしていたため
- 【例5】8月1日時点では5台で、申請日時点で1台が車検切れとなっている
→申請可能な車両台数は4台
※車検の有効期限が満了している車両は「運行を継続する車両」には該当しないため

5. 支援金の額について

Q. 上限となっているのはなぜか。

A. 支援金の交付は予算の範囲内で実施するため、全体の申請状況によっては、上限額まで交付できない可能性があります。

Q. 早い時期に申請をすれば上限まで交付されるのか。

A. 支援金の額は申請期間を終えた後、全体の申請状況に応じて決定するため、早い時期に申請することで上限まで交付されるわけではありません。